

## 晋代の江南豪族について

大川 富士夫

### はじめに

豪族とは、字義の上からいえば、強大な勢力をもった同族グループの意味である。しかし、本人が富強で大土地を所有し多数の私的僮僕をかかえると共に、一族がその居住地域に勢力を張り、財力と軍事力をもって地方の動向を左右する、といった豪族は、漢代以来、極めて数多く存在している。こうした普遍的に存在する豪族に、一定の歴史的规定を与えるためには、土地所有の実態や経営形態を通じて生産関係の特質を考察するとか、在地の豪族と郡県小農民とのかかわり方から、その社会的構造を求めるとか、さらに豪族が古代国家の実質的支配者層を構成していたことから、国家権力との関係を究明するといった豪族研究の多様な視点が考えられる。そうは言っても、豪族がもつ政治・経済・社会の諸側面での多様な機能に加えて、豪族がその本拠とする地域社会と不可分の関係にあり、しかもそれらの諸地域は時と所によって異なった発展段階にあるから、豪族の歴史的な性格を決定することは、言うほどに容易なことではないのである。

ところで、三世紀より六世紀に至る六朝時代は、政治的社会的に優越する貴族が、王朝の興亡を超えて支配階層を構成していた時代で、この貴族体制の捉え方が六朝史の位置決定に重要な意味をもつことから、これまで数多くの研究が積重ねられてきた。六朝貴族制の制度的基礎は、言うまでもなく九品官人法で、郷党とよばれる地域社会での人物評価の序列すなわち郷品との関係において官品が決められることは、とりもなおさず、地方における豪族勢力を国家の基本的体制に組みこんでいる、ということである。この関係は、国家権力が豪族の勢力を肯定しそれを政治の運営に操り込んでいるという側面と、逆に豪族がもつ社会的支配力が国家の権力支配を規定するという側面を併せもつことになる。支配階層である貴族が、皇帝権力に対して本質的に依存的呢であるのか、反対に自立的であるのか、今日の研究段階でも見解が分れる所以である。したがって、六朝史乃至六朝貴族制の特質は、その社会的基礎である地方豪族社会の実態を通して再検討を迫られているといえよう。

このような視点に立って、さきに孫呉王朝下の江南豪族について考察したが、本稿は前稿にひきつづき、三〇五世紀の晋代の江南豪族社会の成長過程について究明したい。なお開発途上の江南豪族の任侠的武人領主的性格そのものの考察は、すべて前稿にゆずる。

一

まず、江南豪族の範囲は、三国時代にあつては、孫呉王朝治下に本貫と本拠をもつものといえるが、統一国家である晋王朝のもとでは、江南豪族が官僚つまり士人となった場合、南士又は南人と呼ばれていることから、その範囲は一応南人の範囲と考えておきたい。『晋書』卷五十三、袁甫伝に、

甫曰く「寿陽以東は皆是吳人。……寿陽已西は皆是中国人なり。」

とあり、北人を中国人と呼ぶのに対して、呉語を話す南人を呉人と呼び、その境界を寿陽すなわち寿春にしている。したがって南人の範囲はほぼ孫呉の旧領と考えて差支えない。西紀二八〇年に呉国が晋に征服されたとき、晋の王濬が収めた図籍<sup>(2)</sup>によると、その領域は揚州・荊州・交州・広州の四十三郡、三百十三県を含み、これを晋書地理志についてみると・揚州では淮南郡・廬江郡を除く十六郡、荊州では、江夏郡・襄陽郡・南陽国・順陽郡・義陽郡・新城郡・魏興郡・上庸郡を除く十四郡および交州の七郡・広州の十郡の計四十七郡に相当する。江南豪族を一応これら四十七郡に本貫と本拠をもつものと規定するにしても、元来、南北の区別は政治的なものであって、後漢・孫呉代に江南に移住し、呉臣として活躍したものは、本貫が華北にあっても晋代には南人とされているものが少なくない。例えば、孫呉王朝の代表的文人士大夫であった張昭<sup>(3)</sup>は彭城出身であるが、その曾孫張闓は、『晋書』卷七十六同伝には丹陽人となっており、『呉志』卷八に沛郡竹邑人とある薛綜も、その孫の薛兼は、『晋書』卷六十八同伝に丹楊人と記されている。また揚州廬江郡の濰県に本貫を置く何氏や杜氏は北人であるが、同じく廬江郡尋陽県に本貫を置く周氏や陶氏は南人である。周氏の祖先はもと汝南安成人で、漢末に尋陽に移住し周纂は呉国の威遠將軍であり、陶氏も孫呉代には鄱陽に居住し陶丹は呉国の揚武將軍で、周訪の女と陶侃の子陶瞻との結婚は同じ南人の間の通婚である。これらの事例からすると、晋代の南人は、むしろ呉国の臣として孫呉の領域に永住していることを要件とし、単なる地域的なものではないことになる。

晋代の江南豪族が呉国の旧領の呉臣という政治的立場にあるとすると、呉国滅亡後の呉臣は西晋王朝にどのような処遇されたであろうか。『晋書』卷二、武帝紀、太康元年三月条に、

「其れ牧守以下、皆、呉の置く所に因らしめ、其の苛政を除き、之に簡易を示せ」と。呉人大いに悦ぶ。とあり、『晋書』卷九十五、陳訓伝に

孫皓、以て奉禁郡尉と為す。……尋いで呉亡ぶや、(陳)訓、例に随つて内徙し、諫議大夫に拜せらる。

とあるによると、呉国の家臣は、地方官・中央官ともそれぞれ才能や官叙に応じて晋臣に繰り入れられたようである。江南豪族を晋朝官界に迎えることは、江南統治を推進するためにも必要な措置であった。東晋朝が江南に建国した際にも、太興元年(318)十二月の詔に

「其れ呉の高徳名賢の或は未だ旌録せざる者は、其れ条列して以聞せよ」と。(『晋書』卷六、元帝紀)  
とあり、太寧三年(325)七月の詔にも、

「呉時の将相名賢の胄の、能く家訓を纂修し、又忠孝仁義にして、己を静め真を守り、時に聞えざる者あらば、州  
県の中正、函やかに名を以て聞し、遺す所有ることなかれ」と。(『晋書』卷六、明帝紀)

とある。『晋書』卷五十二、華譚伝によると、かねて江南の教化に腐心していた武帝に呉人の賢才を礼遇せよと主張して寒族周訪を挙用した華譚は、太興初年にも、晋陵の朱鳳・呉郡の呉震など学行清修なる者を著作佐郎に挙げたというように、東晋時代の江南豪族の官途進出は相当顕著であったと思われる。

ひるがえって、新しく晋朝に出仕した江南名族について、『晋書』卷三十六、張華伝に、  
初め陸機兄弟、志気高爽なり。自ら呉の名家なるを以い、初めて入洛するや、中国の人士に推ゆすらず。(張華)に見えること一面にして旧の如く、華の徳範を欽ぶごと師資の礼の如し。

と、呉郡の陸氏のような名族は北人に対して強い自負心をもっていたようであるが、全般的には江南士人の官職上の不遇は否定できない。例えば、会稽山陰の著姓である賀循について

然れども、朝に援なく、久しく進序せらず。著作郎陸機、上疏して(賀)循を薦めて曰く「……武康令賀循・前の  
蒸陽令郭訥、……皆新邦より出で、朝に知己無く、居りて遐外に在り、志自ら営まず。臣等伏して思うに台郎、州

州をして人有らしむる所以は、徒らに均しく顯路を分ち、惠を外州に及ぼすことを以てするのみに非ず。誠に、おもえ以らく、庶土風を殊にし、四方俗を異す。壅隔の害は遠国益々甚しく、荆揚の二州に至りては戸各々数十万なるも、今揚州には郎なく、而して荊州・江南には乃ち一人も京城の職たる者無し。誠に聖朝四方を待するの本心に非ず。才望資品に至りては、尚書郎たるべく、訥は太子洗馬舎人たるべし。」（『晋書』卷六十八、賀循伝）

とあるように、才望資品が高い江南姓族でも中央官界に知己がなければ、中央の郎官に就くことが困難であった。この南北士人の晋朝における立場について、越智氏はかつて、西晋代は南人は北人に対して対等な意識をもっていたが、東晋になると江東豪族層は北人の優越を認めるようになった、と指摘され<sup>(4)</sup>、矢野氏は、東晋代の南北人の対立を否定し、両者が協力関係にあったことを強調されている<sup>(5)</sup>。私見によれば、東晋時代の南北士人の対立の有無は、純粹に地縁的なものというより、士大夫社会の成長の差の問題である。南齐時代に、正始の遺風ありと称された呉郡呉県出身の張緒を齊の太祖が右僕射に任じようとして、王儉に問うたところ、王儉は「南士は由来此の職に居ること少し」と答えたのに対し、褚淵が「王儉年少く、或は尽くは憶えざらん、江左、陸玩・顧和を用うも、皆南人なるを。」と反論したが、結局、張緒の人事は行なわれなかった<sup>(6)</sup>、という有名な話が伝えるように、南朝時代には官職上の南士・北士の区別は慣行として存在していた。褚淵が話題にした呉の陸玩は、東晋初期に尚書令・侍中・司空に任ぜられ、矢野氏の指摘する通り、北人と協力して政局を担当しているが、王導から通婚を求められたのを拒否する一方では、自分が三公に任ぜられたのは、東晋朝に徳望ある人材がないからである<sup>(7)</sup>、と江南士人の劣等感すなわち北人士大夫の優越を認める態度を取っている。九品制下の官吏任用は、周知の通り、本人の教養・徳望・家柄について与えられる郷品を基準とし、著名な士人の推挙によって実現されるが、このことは士大夫社会に容認されることを前提としている。ところが、前述の賀循の例のように、よしんば呉郡の士林で高い声望をもっている、中央官界の士林に認

められ引き立てられなければ、中央官界への進出が困難であったのは、北人が西晋・東晋を通じて中央士大夫社会の主流をなし、江南士人がこの西晋以来の中央士大夫社会に対して遠い位置にあったからである。晋代の江南士大夫社会の後進性が、南士の官職上の劣勢の原因であったと思われる。『晋書』卷七十、甘卓伝にみえる桂陽の谷儉の立場はこうした南士の困難な状態を伝える好例といえよう。

中興の初、辺寇未だ静まらず、学校陵遅なるを以て特に聴して孝廉を試せず<sup>(8)</sup>。而るに秀才は猶旧に依りて策試す。……(湘州刺史甘卓、是に於て精しく隱括を加え、礼を備えて桂陽の谷儉を挙げて秀才となす。儉、命を辞するを獲ず。州、礼を厚くして之を遣わす。諸州の秀才、考試に当ると聞き、皆懼りて行かず。惟儉一人のみ台に到る。遂に復策試せず。儉其の州の士少きを恥じ乃ち表して試を求め、高第を以て中郎に除せらる。儉少くして志行あり。寒苦自立して経史を博渉す。時に南土凋荒して経籍の道息み、儉、遠く師友を求むる能わず。唯家に在り研精するのみ。得る所実に深しと雖も、未だ名の譽有らず。又衒耀して達を取るを恥じ、遂に帰り終身仕えず。晋代の士人中、南士の占める割合がどの程度であったかはわからない。いま、かりに現存の『晋書』の列伝に、立伝されているものを出身の州ごとに分類してみると、第一表の数字になる。

〔第一表〕

州名	士人数
司州	58
兗州	51
冀州	111
幽州	26
平州	17
并州	2
雍州	40
涼州	15
秦州	18
梁州	8
益州	7
寧州	4
青州	0
徐州	16
荆州	63
揚州	45
交州	103
広州	0
他州	1
不祥	26
計	611

右の表は、単に正伝、附伝に見えるところだけで、某品以上の士を全て含むというのでないから、士人全体の正確

な統計とは言えないし、ましてや士名を得ず官途についていない地方豪族の分布を示すものでもない。そうした前提のもとに、南士の比重をみると、荊州の北人27名・揚州の北人12名を除き、荊州・揚州・広州出身の南人は110名を数えることができ、全士人中の18%を占めていることがわかる。しかし江南の中心である揚州の士人数は、予州について多数輩出しており、晋代の諸州の中では、揚州の士大夫社会の発達は顕著であったといえよう。

二

前掲、州別士人表で、江南諸州中とくに揚州の士人数が圧倒的多数を占めていることは、江南における豪族社会・士大夫社会の形成に、著しい地方差があることを暗示している。

後漢時代の後進地域であった江南は、三国時代以後、急速に開発され発展したといわれるが、それは主として呉郡・会稽郡のいわゆる呉会地方に限られていた。したがって揚子江下流デルタ地帯・錢塘江下流の杭州湾沿岸を除く江南地方の発展は前代以来微々たるものであった。例えば、呉代末期の交州牧陶璜が、平呉後の晋朝の州郡の兵員制限政策について上言しているのを見ると、

交土は荒裔にして、一方に斗絶し、或は訳を重ねて言い、山海を連帯す。又南郡は州を去ること海行千有余里、外、林邑に距つこと纔に七百里になるのみ。夷帥范熊、世々逋寇をなし、自ら称して王となし、数々百姓を攻む。且つ扶南と連接して種類猥りに多く、朋党相倚り、儉を負みて賓せず。往きに呉に隸すも、数々寇逆をなし、郡県を攻破し、長吏を殺害す。(中略)又広州の南岸、周旋六千余里、賓属せざる者乃ち五万余戸なり。桂林、不羈之輩に及んでは、復まさに万戸なるべし。官役に服従するものに至っては、纔に五万余家のみ。二州脣齒なれば、唯兵もて是れ鎮するのみ。(『晋書』卷五十七、陶璜伝)

とあり、西晋初の交広二州は軍事力でしか統治できないとのべているように、蛮族の勢力が強く郡県支配が未発達であったのである。これに対して、揚州は呉王国の基礎地域であったため、深山峡谷に盤居していた山越の平定と平行して郡県化が進行し、<sup>(9)</sup>経済的・文化的発展が著しかった。『晋書』卷一百、陳敏伝によると、

京師の倉廩空虚となる。(尚書倉部令史、陳)敏建議して曰く「南方の米穀、皆積むこと数十年、時に將に腐敗せんとす。而るに以て中州に漕運せず。救患周急する所以に非ざるなり……。」

とあり、西晋末戦乱によって食糧不足に苦む華北に対して、戦禍の波及することが少なかった江南では、米租が数十年分も蓄積されるほどに殷実であった。呉代にひきつづき、晋代に農業生産力の発展が見られたとすれば、当然、豪族社会も順調な発展を遂げていたとみて差支えあるまい。

しかし、そうは言っても、揚州もその全域が均等に開発・発展していたというのではない。地方的な落差があった事例としては、『晋書』卷八十三、江道伝に、西晋末のこととして、

(江道)、家貧なるを以て、試守せられんことを求め、太末令となる。郡界の深山中に、亡命数百家あり。険を恃みて阻となし、前後の守宰、能く平ぐ莫し。道、官に到るや、其の魁帥を召し、厚く撫接を加え、論すに禍福を以てす。旬月の間に襁負して至る。

とある。錢塘江上流の太末県界のように、晋代になっても郡県支配の及ばない未開地域は、揚州の山谷地方には少なからず存在したと考えられる。

このような開発途上の江南の地域差を考慮に入れながら、先ず荆州地方の江南豪族社会から眺めてみることにする。

荆州の南北の区別は、建安十三年(308)の赤壁の戦後、南郡を境として、魏と呉がその南北を分割領有したことによ



来する。そして孫吳王朝のときでも、黄蓋と潘濬の二氏以外、見るべき士人がなかった。黄蓋は零陵郡泉陵出身で孫堅に従軍した武人で、南陽の黄氏の支族といわれる。<sup>(10)</sup> 潘濬は武陵漢寿の人であるが、蜀臣から孫権に帰順し、太常に任ぜられている。<sup>(11)</sup> 共に古くからの土着豪族ではない。第二表は、『晋書』に立伝されている荆州出身の江南士人で、

〔第二表〕 荆州江南士人表

郡	県	氏名	晋書卷数
江夏	鄢	孟嘉	98
南平	—	車胤	83
武陵	漢寿	潘京	90
	"	伍朝	94
	"	龔玄之	94
天門	—	周該	89
長沙	—	登騫	70
	—	登榮	82
	—	桓雄	89
	—	韓階	89
	瀏陽	易雄	89
	—	虞悝	89
	—	尹虞	96
	—	王機	100
邵陵	—	周崎	89
桂陽	耒陽	羅含	92
武昌	—	孟陋	94
	—	郭翻	94

十八名を数えるのみである。これらの士人のうち、譙王承の主簿から東晋代に大司農に累遷した鄧騫（以下、特に指摘しない限り出典は表に掲げた本伝による）と、安帝代に太常・吏部尚書についた車胤および東晋中期に桓温に挙げられて尚書郎・侍中・散騎常侍・廷尉・中散大夫に累遷した羅含の三名の他は、中央官になったものはいない。

荆州士人の京職に在ったものは少ないが、最も多く士人を輩出している長沙は、荆州の中では比較的開発の進んだ地域で、古くから中原文化を受容し、中央官や州牧を出すまでに士大夫的豪族社会が発展していたと考えられる。例

えば鄧氏には、南陽の劉麟之・南郡の劉尚公と親交をもった鄧粲が出、彼自身『老子注』を著わしている。桓雄・韓階・易雄・虞惔などは、何れも長沙郡主簿・功曹より士人となり、譙王承に節を尽した地方豪族である。また、逆臣として立伝されている王機は、父の王毅および兄の王矩が広州刺史であったことから、自ら広州刺史に就くことを求めて拒否され、杜波の余党である杜弘および在地豪族の温邵・劉沈と結んで自立したが、親子二代州牧の地位に在り、広州の在地土豪を心服させるほどであったことが知られる。

長沙郡以外で、中央官になったものについてみると、南平郡の車胤は、曾祖浚が呉代の会稽太守、父育は郡主簿という官歴で、中央士大夫界では寒素な家門に属した。晋書卷八十三、車胤伝に

遂に朝廷に顕わる。時に惟、胤と呉隱之のみ、寒素博学を以て名を世に知らる。

とある。学識の豊かさもあって、郷曲の誉を得たという車胤は、孝武帝の孝経の講座に列なるほどの学者で、桓温のひきたてによって中央の士林に列したのである。今一人桂陽郡の羅含も、曾祖彦が臨海太守、父綏は新淦太守・栄陽太守という衣冠の家である。かつて新淦の楊羨が州将となり主簿に召そうとしたとき、羅含は傲然として顧みなかったというから、地方士大夫の中では優越していたといえよう。羅含も桓温に挙げられて、中央官界に入り、中央士大夫社会で士名を得るが、謝尚が「羅君章は湘中の琳琅」と評したとき、桓温は「此れ自ら江左の秀、豈惟荆楚のみならんや」と江南士大夫中の一級の人物と称している。南平・長沙・桂陽は洞庭湖より湘江にそって南北に展開するが、荆州の幹線として発展したところであろう。荆州の江南士人は全体として、中央士林との関係は弱く、わずかに州牧に依存して士名を得る程度である。これは十八名中、卷八十九忠義伝に立伝されるものが六名を数えていることから推察される。また卷九十四隱逸伝には四名を数えるが、前途の谷儉の例で知られるような学徳を有しても官界で孤立し官途より遠ざかる傾向を反映したものであろうか。

三

江南士人の大部をなす揚州出身士人は、第三表にみる如く、九十一名が立伝されている。揚州諸郡の中、前代から開発された先進地域は、丹陽・呉郡・会稽郡のいわゆる三呉とよばれる地方で、揚州士人の過半数を占めていることから察し得よう。

さて、三呉の開発は、私見によれば、後漢代の儒教的官僚である循吏の教化政策に始まり、中原文化の移植と郡県化が進行した。そして、武人的開発領主という色彩をもった江南豪族は、後漢末に陸統として南下した華北士大との交渉および孫呉王朝のとった親賢礼士政策によって士大夫的豪族に成長した、と考えられる。<sup>(12)</sup>『晋書』に立伝される揚州士人の過半数が、三呉士人で占められていることは、前代までの三呉地方の士大夫社会の成長の事実を裏づけるものといえよう。さきに、呉郡呉県の陸氏が入洛に当って、中原の士人と対等な自負心をもっていたことをのべたが、これは陸氏に限られたことではなく、すでに平呉以前の張氏についても、『呉志』卷三、孫皓伝、宝鼎元年(266)正月条注引呉録に、

(張)儼字は子節、呉の人なり。弱冠にして名を知られ、頭位を歴す。博聞多識を以て、大鴻臚に拜せらる。晋に使し、……既に至るや、車騎將軍賈充・尚書令裴秀・侍中荀勗等、傲るに知らざる所を以てせんと欲すれども屈す能わず。尚書僕射羊祜・尚書何楨並びに縞帯の好を結ぶ。

とあり、張儼の学殖は晋の文人士大夫に損色がなく、彼らと士大夫の交わりをもったという。呉郡出身者ばかりでなく、丹楊出身の紀陟が、前年の甘露元年(265)三月に魏に使したとき、寿春の将王布が馬射を得意として、「呉の君子も亦斯れを能くするか」と尋ねたところ、紀陟は「此れ軍人騎士の肄業の及ぶ所、士大夫君子は未だ之を為すもの有

[第三表] (その二)

郡	県	氏名	晋書卷数	郡	県	氏名	晋書卷数	
呉	呉	張 翰	92	会 稽	山 陰	孔 祇	78	
		范 平	91		"	" 坦	"	
		褚 陶	92		"	" 敞	"	
		孫 拯	54		"	" 群	"	
		" 晷	88		"	" 沈	"	
		" 惠	71		"	謝 沈	82	
呉 興	武 康	沈 勁	89	余 姚	謝 敷	94		
	"	" 充	98		虞 潭	76		
	烏 程	王 談	88		" 肅父	"		
	陽 羨	周 処	58		" 駿	"		
	"	" 玘	58		" 預	82		
	"	" 璉	"		" 喜	91		
	"	" 札	"		敞 卿	95		
	"	" 筵	"		夏 方	88		
	長 城	戴 洋	95		永 興	夏 統	94	
	—	呉 達	88		東 陽	呉 寧	許 孜	88
	会 稽	山 陰	楊 方		68	臨 海	章 安	任 旭
"		賀 循	68	子 章	子 章	羅 企生	89	
"		丁 潭	78		"	呉 猛	95	
"		張 茂	78		南 昌	熊 遠	71	
"		孔 愉	78		建 昌	幸 靈	95	
"		" 汪	"		鄱 陽	楽 安	光 逸	49
"	" 安国	"						

晋代の江南豪族について

〔第三表〕揚州江南士人表(その一)

郡	県	氏名	晋書卷数	郡	県	氏名	晋書卷数	
丹陽	秣陵	陶璜	57	廬江	尋陽	陶旗	66	
	"	紀瞻	68		"	"	" 斌	"
	——	薛兼	68		"	"	" 称	"
	——	甘卓	70		"	"	" 範	"
	句容	葛洪	72		"	"	" 岱	"
	——	張闓	76		"	"	" 臻	"
	——	陶回	78		"	"	" 輿	"
	句容	許邁	80		"	"	陶淡	94
	——	樂道融	89		"	"	" 潜	"
	——	王諒	89					
淮南	歴陽	陳訓	95	毗陵	無錫	顧悦之	77	
					"	" 愷之	92	
廬江	尋陽	周訪	58	呉	呉	陸機	54	
	"	" 撫	"		"	" 雲	"	
	"	" 楚	"		"	" 耽	"	
	"	" 瓊	"		"	" 喜	"	
	"	" 斌	"		"	吾彦	57	
	"	" 光	"		"	顧榮	68	
	"	" 仲孫	"		"	" 衆	76	
	"	陶侃	66		"	陸曄	77	
	"	" 洪	"		"	" 玩	"	
	"	" 瞻	"		"	" 納	"	
	"	" 夏	"		"	顧和	83	
	"	" 琦	"		"	張禕	89	

らざるなり。」とその武弁ぶりをやりこめたという話もある<sup>(13)</sup>。江南豪族が強い士大夫的自覚と士大夫にふさわしい学問教養をそなえていたことは確かである。以下、揚州諸郡のうち、士大夫社会の成長が顕著とみられる丹陽・呉・会稽三郡の士人の実態から考察することとしたい。

#### 四

丹楊郡は、呉国の首都建業が置かれていた所であるが、孫氏が江南豪族勢力の強い呉会を避けてとくに丹楊を選んだといわれるように<sup>(14)</sup>、もともと丹楊の在地豪族勢力は強大ではなかった。孫呉時代の丹楊出身の士人も多くない。故鄣県出身の朱治、治の子朱才、養子朱然とその子朱績が特に有名であるが、ほぼ武人として活躍している<sup>(15)</sup>。朱氏のほかに立伝されていないが、上述の紀陟<sup>(16)</sup>・唐固<sup>(17)</sup>・刁玄<sup>(18)</sup>・芮祉<sup>(19)</sup>・芮良・芮玄などの名が見える。このうち、紀陟や、儒学者である唐固らの士名が高かったように思われる。晋代になると、呉代に文人士大夫として著名な北來の士人が兩人となって丹楊に土着している。広陵の張闓・沛の薛兼・臨江の甘卓などがそれである。張氏・薛氏は晋代でも文儒として名高いが、甘氏は武人的性格が強い。呉代以来、在官した丹楊土着人として『晋書』には、紀氏・陶氏・葛氏・許氏・楽氏・王氏をあげるが、士大夫として令名が高かったのは紀陟の子紀瞻で名士との交誼が厚く、烏衣巷の紀家の館は、貴族のサロンであったといわれる。在地豪族としての性格は見られない。これに対して陶回は蘇峻の乱に義軍をおこした武人であり、葛洪・許邁が道家として著名である他は、おおむね単寒である。

呉郡では、呉県の顧氏・陸氏・張氏のいわゆる呉の四姓が特にきわだっており、他姓の活躍は蔭にかくれてしまっている。晋代の呉の姓族の江南豪族に対する指導的立場は、西晋末の陳敏の乱に際して顧榮のとった態度に象徴的である。『晋書』卷六十八、顧榮伝には、

会々、(陳)敏、諸士人を誅せんと欲す。(顧)榮、之に説いて曰く、「……若し能く君子に委信して各々懐を尽すを得しめ、蕪芥の恨を散じ、讒諂の口を塞がば、則ち大事図るべし。其の言を納れんと欲せば、悉く諸豪族を引いて之を委任せよ。」と。……(顧)榮、(甘)卓に私して曰く「若し江東の事、濟うべくんば、まさに共に之を成すべし。然れども、卿、事勢を觀るに、まさに濟うの理有るべきやいなや。(陳)敏、既に常才にして、本より大略なし。政令反覆し、計定まる所無し。然うして其の子弟、各々已に驕矜。其の敗るるや必せり。……豈唯一身の顛覆するのみならんや、辱、万世に及ばん。之を凶らざるべけんや」と。卓、之に従う。明年、周玘・(顧)榮及び甘卓・紀瞻と潜かに謀り兵を起こして敏を攻む。

とある。江南の危機に対処して、陳敏の脅威より江南豪族を守りながら、他方、江東に君臨するものは非常の才能大略のある有徳者でなければならない、という士大夫的理念をかゝけて、陳敏を討つために江南豪族を結集しているのである。顧氏は、吳代の顧雍以来の名儒であり、顧榮は、王導と共に東晋朝を扶翼して元帝の親任をうけ、江南士大夫の指導的立場にあった人物であるが、同時に武人的豪族としての実力も失なっていない。顧秘は文武の才幹ありといわれ、その子顧衆は、蘇峻の乱に、家兵を率いて起義し、吳中の人士を蘇峻討伐に響應させている。

つぎに陸氏の場合を考察してみよう。吳の大司馬陸抗の子、陸機・陸雲が、秀れた文武の才をもっていたことは有名であるが、中原の士大夫に対して自らの才望を自負していた陸氏兄弟について、次のような記事が注目される。西晋初、かつて陸抗に挙用された同じ吳県出身の吾彦が交州刺史を拜命したとき、

(吾彦)、陸機兄弟に重餉す。機まさに之を受けんとす。雲曰く「彦は本微賤にして先公(陸抗)の抜く所となる。而るに詔に答うるに善からず、安んぞ之を受くべけんや」と。機乃ち止む。比れに因りてつねに之を毀つ。

とあり、このような陸氏の吾彦非難に対して長沙の尹虞が、古来帝王といえども微賤よりおこっているとし、

卿、士則（吾彦）の答詔のやや不善有るを以て、之を毀ちて已むなし。吾れ、南人の皆まさに卿より去り、卿すなはち独り坐せんとするを恐る。（『晋書』卷五十七、吾彦伝）

と忠告したので、陸機らの不満が始めて解け、以後、吾彦への非難をやめたということである。陸氏兄弟の自負は、単に北人に対してだけではなく、陸氏より才望が劣っている微賤な江南士人に対しても誇示されていたのである。中央の士林だけでなく、呉郡の地方士大夫社会にも、きびしい貴賤序列があり、呉郡の姓族は、そうした地方士大夫社会の頂点にあって、江南豪族のヘゲモニーを握っていたことが知られる。

このような呉士の望としての陸氏の活躍は東晋代になると、ますます盛んになったものようである。陸曄は、王導らと、元帝の顧命をうけた東晋初の元老であり、従来、北士によって独占されていた侍中職に、南士として最初に着任した人物であるが、かつて、蘇峻が京師建康を占領したとき、成帝に随従していた陸曄に対して蘇峻は、「曄は呉士の望なるを以て、敢て官を加えず」といい、陸氏の江南士大夫社会における権威を慮ったと伝えられる。陸曄は、王導・卞壺・庾亮・温嶠・郗鑒ら北人士大夫と共に成帝を傅翼し、咸和中、七十四歳で没した。陸曄の弟玩も若冠にして美名があり、その徳望をもって尚書令・侍中・司空に推されている。陸曄が三公の任についたときは、すでに、東晋初の元勳である王導・郗鑒・庾亮らが死去しており、陸曄は、江南士大夫の棟梁であっただけでなく、東晋官界の重鎮であったのである。その子納も尚書令・左光祿大夫を歴任している。前述の顧衆および陸曄・陸玩・陸納などが何れも揚州大中正を経て東晋朝の枢要の地位についていることは、彼らが江南豪族層の頂点に在り、士大夫的徳望をもって、東晋朝中央士大夫社会にも重きをなしていたことの証左である。

晋代から南朝にかけて、文人士大夫的傾向がとくに顯著であったのは張氏である。<sup>(21)</sup> 前述、呉代の張儼の子翰も文苑伝に立伝される文人で、同郡の顧榮に、



吾れ、本より山林間の人、時に望むことなし。

(『晋書』卷九十二、張翰伝)

と語っているように、山水の自然に悠々自適する逸民的文人たらんとさえしている。このような文人化の傾向は、当然、在地豪族としての貨殖的武人領主からの脱皮を想像させる。ところが、劉宋時代の張永は、武幹をもって王景文に恐れられたと(22)、さらに南齊時代の張氏についても、『南齊書』卷二十四、張瓌伝に

諸張世々豪氣有り。瓌の宅中に常に父の時の部曲數百有り。

とあるのによれば、張永およびその子瓌の家はなお、將領としての力を保有しており、在地豪族的能力を失っていない。このことは、張氏のみならず、顧氏・陸氏の場合も同様で、(23) 広く江南士大夫に共通する性格である。

吳郡南部では、錢塘の褚氏・范氏、富春の孫氏の名が見えるだけである。錢塘では、かつて吳代に武人領主的豪族として權勢をほしきままにしていた全氏一族が没落し、尚書郎から中尉に累進した褚陶は、十三歳で賦を善くして名聲のあった文雅な士人であり、また范平は西晋代に百氏の学に通じた儒学者である。范氏の祖の范馥は、王莽時代に吳に移住したというから、范平は古くから土着した中原士人の子孫である。『晋書』卷九十一、范平伝に

家世々学を好み、書七千余卷有り。遠近の来り読む者、恒に百余人有り。

とあり、姚信・賀邵らは范平の教えを受けている。范氏の家は相当な蔵書をもつ私塾であったようである。錢塘では、吳代から晋代にかけて、武人的豪族から文人士大夫への変質が進んでいたとみられる。

富春県では、孫賁の曾孫の孫恵が陸機のために努力し、ことに孫極は陸機の冤罪に連坐しても変節せず、また余姚の虞忠に降嫁した孫権の族女は子の虞潭に晋朝への忠節を尽させていること(24)からすると、孫氏は、吳国の王族として、吳会の著姓と通婚を重ねること(25)によって姓族化していたようである。列伝によると、孫恵も「学を好み才識あり」と称され、文才を以て秘書監に任ぜられている。『晋書』卷八十八、孫晷伝には、

長ずるに及び、恭孝清約、学識理義有り。つねに幽闇の中に独り処り、容止瞻望、未だ嘗つて邪に傾かず。侯家豊厚なりと雖も而れども、晷つねに布衣蔬食し、躬ら壟畝を親しくし、誦詠廢せず、欣然として独り得たり。

とあり、孫秀の曾孫の孫晷が、豪族として富裕であったにもかゝらず、質素で廉潔な生活を送り、学問に精進していたという。著姓との交渉によって、孫氏の士大夫的豪族への変質を見ることができよう。孫晷は、司空何充・司徒蔡謨・尚書張国明ら中央大官の要請をことわり、当時高世の風有りといわれた余姚の虞喜に私淑し、その弟虞預の娘を娶り、世に「梁鴻夫婦」と称された。郷里の少年数百人を撫育して軽佻無頼であったという後漢末の孫堅からは、このような逸民に近い有徳な在り方を想像することができない。もっとも孫氏の豪族的勢力が失なわれていなかったことは他の呉の姓族と同じで、劉宋朝初期の景平二年(424)、会稽の永興を中心に山陰県地方を席卷した豪族叛乱が、孫法亮・孫道慶・孫道仲・孫公喜・孫法殺ら、富春の孫氏一門を糾合したものであったことによっても明らかである。<sup>(26)</sup>

## 五

つぎに揚州南部の会稽郡を中心とする地方を瞥見しよう。

第三表に、錢塘江上流の東陽郡吳寧県の許孜および臨海郡章安の任旭の名が見えるが、何れも会稽郡の山陰・余姚の名族の勢力下であり、しかも両者とも官途につくことを拒んでいる。<sup>(27)</sup>

後漢代、北人の南下によって多士と称せられていた会稽郡は、晋代から南朝にかけて、人口の集中が進む傾向にあったが、<sup>(28)</sup>『晋書』に立伝されているものは、山陰県の孔氏・賀氏・謝氏・丁氏・楊氏・張氏、永興県の夏氏、余姚県の虞氏の三県八氏のみで、その他の県には見出せない。会稽上虞県出身の稽氏は、晋代に稽康・稽紹らの名士を出しているが、すでに魏代に江北の譙国鉅県に移り、晋代では華北士人の列に属し、また後漢代の名士王充・朱雋・魏朗

ら上虞出身者の子孫は、すでに孫呉時代に失名している。しかし、立伝こそされていないが、東晋代に上虞県の魏顓は、孔沈・虞球・虞存・謝奉らと並んで「四族の僞」と称されており、<sup>(29)</sup>また句章県の伍振のもとには、廬江舒県の韓友が受業している事例をみると、永興・山陰・余姚・上虞・句章など、会稽郡北部地方の士人の層の厚さは相当なものであったと考えてよい。

さて、郡治山陰県出身では、孔氏は漢の太子少傅孔潛の後で、後漢末、梁国より山陰県に移り来たり、呉代にも予章太守孔竺が出た。晋代には、竺の子恬は湘東太守に、族子孔侃は大司農に就いているが、最も名声が高かったのは恬の子孔愉である。孔愉(字は敬康)は張茂(偉康)・丁潭(世康)と共に、当時「三康」の称があった。一時、新安の山中に隠棲したが、東晋朝では尚書左僕射に進み尚書令陸玩と共に枢要の任に在った。孔愉の従兄孔沖が詩・書・礼・易・孝経・論語<sup>(31)</sup>に通じていたのをはじめ、一門の諸子は何れも儒学に造詣が深い。孔愉は官を退いてからは、「稼穡・読書を以て務となし」、「数間の草屋に居り」、「資を送るもの数百万、悉く取る所無し」という清慎な生活を送って郷里の信望が厚かったといわれる。しかし、同じ孔氏の中では、『晋書』卷七十八、孔安国伝に

群従諸兄並びに才名に乏しく、富彊を以て自立す。

とあるように、直亮儒素を以て称せられず、在地土豪的富強自立の道を歩むものもあった。因みに劉宋代に孔氏が永興県で経営していた別墅の規模は「周回三十三里、水陸地二百六十五頃、二山を<sup>(32)</sup>含帶す」というから、いかに大きな在地豪族勢力であったかを察し得よう。

同じく山陰県の賀氏も後漢以来の衣冠の家であり、儒学者の流れで、晋代には賀循の活躍が目立っている。すでにのべたように、賀循は晋朝入仕の初めは、官界に知己なく不遇であったが、西晋末の石冰の乱・陳敏の乱に際し、功績を立てて元帝の信任を得てから、中書令・散騎常侍・太常・太子太傅・司空に累遷した。礼伝に精通し、当世の儒

宗と称されるにふさわしい清素な生活態度と、孫呉代の名将賀齊・賀景のあとをつぐ武幹とをあわせもつ南士で、士大夫的豪族の典型をこの賀循にみることができる。

次に、謝氏も後漢代からひきつづいて冠門である。孫呉代の謝承は『後漢書』を著わしたが、晋代の謝沈は『晋書』・『後漢書』・『毛詩』・『漢書外伝』などを著わし、謝家の経史の学統を伝えている。彼の才学は、「『晋書』の著者虞預の右に出ず」とされ、「閑居して母を養ない、人事に交わらず、耕耘の暇に墳籍を研精する」という平生であったと伝えられる。また謝敷は東晋中期の隠士であるが、彼が死んだとき、新月が処士の星である少微を犯し、高名の隠士の死を兆したので、会稽の人々は呉に高士なきを嘲笑したという。当時、呉郡と会稽郡の士人が、人物を競い合うという風潮があったのであろうか。なお、謝氏は才学があったが、政治的活躍はほとんど見られない。

山陰県出身でも、丁氏・楊氏は、三国時代以後、単寒微賤から出身したものである。丁潭の曾祖丁覽は、呉代に虞翻に挙げられて士となり、祖の丁固は呉国の司徒となっている。丁潭の時には、士大夫社会にも重きをなすに至ったようで、官は光禄大夫に至り、揚州大中正に任ぜられている。他方、楊方は、好学の士で、諸葛恢・虞喜・虞預の知遇を得、賀循に認められてから、士名を得て中央官界に出仕するようになるが、『晋書』卷六十八、楊方伝に、自ら地寒なるを以て、久しく京華に留まるを願わず、遠郡に補せられんことを求む。

とあり、高梁太守に出守している。『五経鉤沈』、『呉越春秋』の著者楊方であっても、単寒という理由から、氏族のひしめく中央の士大夫社会は住みにくいところであったのである。山陰県の張氏は、呉県の陸氏と通婚関係にあり、名族に入るべきであるが、五品官に終わっている。『晋書』卷九十六、烈女伝に、張茂の妻陸氏が、家産を傾け部曲を率いて沈充を討って夫の讐に報いた、とあるから、有力な地方豪族であることは誤りなからう。

山陰県の西側の永興県の夏統は逸民で、宗族関係はわからず、夏方は呉の五官中郎将から高山令に遷り、共に西晋

代の人である。東側の余姚県では、孫呉時代にひきつづき著姓虞氏の活躍が注目される。虞氏の家学は孟氏易で、代々文儒として有名であった。孫呉代の虞翻は鄭玄・馬融・宋忠と比べられたが、その家系から出た虞潭以下は政治的に活躍し、呉の征虜將軍虞察の子の虞喜・虞預兄弟の方が虞氏の学統をついでいる感がある。ことに虞喜は学徳を以てしばしば博士に徴されたが、就官せず、守道清貞なる高節の徴士として名高い。彼は経伝・讖緯に通じ、『安天論』・『孝経注』・『志林』などを著わして、「経史を好むも玄虚を憎疾」する儒学者であった。ところで、『晋書』卷四十三、山遐伝によると、

(山)遐、字は彦林、余姚令となる。時に、江左初めて基まり、法禁寛弛なり。豪族多く戸口を挾蔵し、以て私附と為す。遐、繩するに峻法を以てし、県に到るや八旬にして、口万余を出す。県人虞喜、戸を蔵するを以て棄市に当る。遐、喜を繩せんと欲す。諸豪疆、遐に切齒せざるなし。執事に言して以らく、喜、高節有り、屈辱すべからずと。又遐、輒ち県舎を造るを以て遂に其の罪に陥る。遐、会稽内史何充に賤を与え、留ること百日、逋逃を窮剪すれば、退いて罪に就くも恨みなからんと乞う。充、申理すれども得ること能わず。竟に坐して官を免ぜらる。とあり、かの高節にして世務を営まずといわれる虞喜が戸口を挾蔵していたことを伝えている。余姚県令山遐が免官になったのは、許可なく県舎を营造した罪によるとされるが、豪族層を嚴罰に処せんとした山遐に反撥する余姚豪族の力が働いていたことは想像に難くない。このような豪族的勢力の發揮という点では、とくに虞潭の活躍が注目される。すなわち、沈充の軍が京師に迫ったとき、

潭、遂に本県において、宗人および郡中の大姓を招合し、共に義軍を起す。衆、万を以て数う。自ら明威將軍を仮し、乃ち進んで国難に赴き、上虞に至る。(『晋書』卷七十六、虞潭伝)

また、杜弢の乱・蘇峻の乱にも、虞家の家僮を尽く率いて参戦している。戦後には、饑饉に苦しむ百姓の救恤につと

め、滬瀆墨を修復して海沙を防ぐなど、在地豪族の機能を發揮していたことが知られる。『宋書』卷二、武帝紀によれば、虞亮が藏匿していた亡戸は千余名に上ったとあるから、在地豪族の傾向は南朝時にも受けつがれていったものと思われる。余姚県では、宗人が共同して県吏に送りこみ朋党をなす風が強かったが、<sup>(33)</sup>『宋書』卷五十七、蔡興宗伝に、

会稽、諸豪右多く、王憲に遵わず。……山湖を封略し、民を妨げ治を害す。

とあるのとあわせると、虞氏らの姓族を頂点とする在地豪族勢力の発展の著しかったことが察せられるであろう。

## 六

以上のように、揚州の三呉地方は、早くから開発の進んだ先進地域であるだけに、儒教的教養をそなえて文人士大夫化した江南姓族の勢力が伸長し、東晋期には、晋朝の中枢となって北人士大夫と共に超地方的に中央士大夫社会を形成していた。しかし北人士大夫とちがって、江南に在地的基礎をもつ江南姓族は、三呉の地方的豪族社会の頂点に立ち、地方的士林の指導者でもあった。在地豪族は、何よりも大土地所有と僮僕・佃客などの労働力獲得という貨殖的性格をもち、さらに戦乱を生きぬいて郷村の安全を確保するための軍事的力を所有していなければならぬ。地方的豪族社会の指導的立場にあった江南姓族が、徳望ありという儒教的徳義者たる資格をもって中央士林のメンバーに加わりながら、なお十全の意味で文人士大夫化せず、貨殖的武人的性格を失なうことをしなかった所以である。それにしても、何故に在地豪族が、自己の豪族的性格を貫徹するという方向で一地方に自立しないで、政治的に上昇するために、豪族の階級原理と矛盾する士大夫化の方向をとらざるをえないのであろうか。これまで、若干はこうした疑問に答える問題にふれてきたが、次に、第三表の三呉以外の諸地域の士人について触れながらこのことを考察して

みよう。主な地域として、廬江郡・呉興郡をとりあげ、淮南・予章・鄱陽の諸郡は省略することとする。

先ず、廬江郡は北人の本貫に当るが、晋代に鄱陽から尋陽に移った陶氏と漢末に汝南郡から尋陽に移った周氏は、晋代に江南士人とされている。陶侃は、杜弢・王敦・蘇峻などの叛乱鎮圧に最も功績のあった人物であり、周訪も陶侃と共に中興の名将と称され、両者の共通した性格は武将である。『晋書』卷六十六、陶侃伝によると、

伏波將軍孫秀、亡國の支庶にして府望顯ならざるを以て、中華の人士、掾屬となるを恥ず。侃の寒臣なるを以て召して舍人となす。時に予章國の郎中楊暉、侃の州里なり。郷論の婦する所となる。侃、之に詣る。

とある。陶侃はすでに県吏のときから、鄱陽の孝廉范逵に接近し、廬江太守張夔、長沙大守万嗣など次々と知遇を求めて立身し、右の史料にみるように、孫秀の舍人となる一方、楊暉、さらには顧榮に交わりを求めている。単寒者が士大夫社会に交誼を求めて必死の様子を見る思いである。荊州江州刺史・太尉・大將軍に榮達した陶侃は、「媵妾数十、家僮千余、珍奇宝貨は天府より富む」という富裕・豪華を得たと伝えられる。しかし、陶侃の孫の陶淡は仙道を求めて逸民となり、曾孫の陶潜は田園詩人として名高く、武人としての性格はうすれていった。

呉興郡は、呉王朝末の宝鼎元年(266)、呉郡の陽羨・永安・余杭・臨水および丹陽郡の故鄣・安吉・原郷・於潜の八県を分つて新設したものである。<sup>(35)</sup> 呉代の士人と比べると、陽羨県出身の周氏以外は全く入れ代っているが、これは該地方の士人に武人豪族の性格が強かった為であろうか。先ず、武康県の沈氏は、晋代になって初めて武人として台頭した豪族で、以後南朝にかけて隆盛になる新興勢力である。沈充は、雄豪をもって郷里に聞こえ、東晋初期、王敦に仕え、周氏と共に呉興郡の代表的勢力となった。後述するように、同郷の銭鳳の謀によって周氏が敗退すると、一時最も強盛を誇ったが、沈充が王敦と共に失脚し敗れると、銭拳に助けられた充の子沈勁は刑家の出身ということで仕官の途を断たれ、のち王胡之に召されて冠軍長史となっている。『宋書』卷六十三、沈演之伝に、劉宋の吏部尚書沈

演之の子沈勃について次のように記している。

沈勃、琴書芸業、口に美称あり。而れども輕躁にして酒に耽り、幼より罪愆多し。このごろ奢淫度を過ごし、伎女數十、声酣放縱、また制限なし。自ら吳興の土豪なるを恃み、義故に比門し、士庶を脅説し、告索して已むことなし。また輒ち募將委役を聴すに、還って私託し病叛に注せしもの、遂に数百あり。門生を周旋し、競いて財貨を受くること、少き者も万に至り、多きは千金なり。贓物を考計するに二百余万なり。便ちよろしく明罰すべし。

劉宋時代の沈氏の富強を知ることができよう。

次に陽羨の周氏は、吳代に寒族であった周魴が武功によって知名となった。魴の子周処も、若いときは、細行脩まらず、情欲をほしいまゝにして郷里の人々に嫌われたが、陸氏の知遇を得るようになってから、学問教養を身につけたという。しかし、処の子の玘・札は専ら武勲をもって東晋中興の業を果たし、「周札の一門五侯、並びに列位に居り、吳士の貴盛、ともに比をなすなし」、または「周氏は奕世の豪望、吳人の宗とする所」と言われるように、強盛なる宗族勢力を背景とした在地豪族として終始している。処の子玘は、西晋末に揚州を席卷した石冰の乱・陳敏の乱、錢璩の乱に、三度も郷里の義衆を率いて戦い、その功により、建威將軍・吳興太守に任ぜられた。このとき吳興郡の陽羨および丹陽郡の平陵・永世等の六県を分ち、義興郡を置いたのは、こうした周玘の功績を顕彰するためとされる。

さて、『晋書』卷五十八、周玘伝によると、

(周) 玘の宗族疆盛にして人情帰する所なり。(元) 帝、疑いて之を憚かる。ときに、中州の人士、王業を佐佑す。而るに玘自ら以為らく、調せらるるを得ずと。内に怨望を懐く。復、刁協の之を輕んずるを為すや、恥恚いよいよ甚し。(中略)まさに卒せんとするや、子の勰に謂いて曰く「我を殺せし者は諸儉子なり。能く之を復せば乃ち吾が



子なり」と。呉人、中州の人を謂いて僮というが故に云うのみ。とあり、さらに、同書、周勰伝にも、

時に中国の亡官失守の乱を避けて来たりし者、多く頭位に居り、呉人を駕御す。呉人頗る怨む。勰、之に因りて兵を起こさんと欲し、潜かに呉興郡の功曹徐馥と結ぶ。馥の家に部曲有り。勰、叔父(周)札の命と矯称して以て衆を合す。豪俠の乱を楽む者、翕然として之に附し、王導・刁協を討つを以て名となす。孫皓の族人弼も亦、兵を広徳に起こして以て之に応ず。馥、呉興太守袁瑋を殺す。衆数千有り。まさに札を奉じて主と為さんとす。時に札、疾を以て家に帰る。聞いて大いに驚き、乃ち乱を義興太守孔侃に告ぐ。勰、札の同じくせざるを知り、敢て兵を發せず。馥の党、懼れて馥を攻めて之を殺す。孫弼の衆も亦潰ゆ。宣城太守陶猷、之を滅ぼす。元帝、周氏突世豪望にして呉人の宗とする所なるを以て、故に窮治せず、之を撫すこと旧の如し。勰、札の責むる所となり、志を失ないて家に帰り、淫侈縦恣なり。

この周玘伝・周勰伝の両記事は、刁協・王導ら北人の中央官界での優越に対する江南士人の不満を述べた南北士人の対立を伝える有名な史料である。「呉人頗る怨む」とあり、さらに多数の江南豪族が周氏の挙兵に呼応しているのは、そうした不満が一般的なものであった証左とされよう。徐馥らの叛乱は周札の同意を得られないまま、分裂し自滅した形になっている。周玘も反旗をひるがえそうとして陰謀が泄れたために中止しているが、もし、そうした不満が江南士人の全ての意志を反映しているならば、周玘・周勰の陰謀にどうして江南士人のリーダーともいべき呉会の姓族が登場しないのだろうか。この点について考察してみよう。

西晋末、揚州を戦乱に捲きこんだ反乱に石冰の乱がある。恵帝の太安の初め(302)、江夏の妖賊張昌が丘沈を漢朝の後とし、漢朝の復興をスローガンとして江夏・義陽の士庶・流人を糾合して反乱し、旬月の間に十三万人にものぼっ

た。反乱は荊州から周辺四州に波及したが、揚州に向ったのが石冰の流賊である。<sup>(36)</sup>このとき、周玘は郷里の義衆を率いて義兵をあげるが、一早く呉郡の顧秘を起義軍の指導者に戴いたので、会稽の賀循・廬江の華譚・丹陽の葛洪・甘卓らも、顧秘の檄に応じて起兵し、これら在地豪族連合軍の手によって乱は鎮定されてしまうのである。石冰の徒盜集団に土豪層が強く反応したという他に、江南豪族層の頂点にいた氏族の動向が大きな意味をもったと思われる。この事件で周氏と、かつての呉興太守だった顧氏との関係が一層深まったことは疑いない。

次に、陳敏の乱のときも周氏は呉郡の顧氏らと協同している。陳敏は前述石冰の乱で勲功があり、広陵相に任ぜられたが、恵帝が長安に蒙塵したのを機に、江東に自立をはかった。すなわち、甘卓の東帰を利用して皇太弟の命と忤称して揚州刺史になるや、江東の氏族顧榮ら四十余人を將軍および守令に任命し、三呉地方を占領してしまう。この時、陳敏の官爵を受けなかったのは、会稽の賀循と朱誕および章安の任旭だけであった<sup>(37)</sup>というから、三呉の士人の大部分はその傘下に入ったことになろう。起義軍は、北人の華譚の書を受けた周玘・顧榮によって計画され、征東大將軍劉準と通じ、甘卓を説得して、陳敏討伐は一挙に実行された。なお、成帝の成和二年(327)におこった蘇峻の乱でも、王導・張闔と謀って、顧衆が呉中の士人を起義に呼応させている。以上の例だけでも、江東の帰趨を決定するのに、三呉の著姓の役割は大きく、且つその代表である顧氏に対して周氏は強い結びつきをもっていたといえる。

このような関係を前提とすると、前述の周氏と華北士人との対立に顧氏が加わっていない理由は次のように考えられる。周玘が東晋朝の中央官界に調(任用の意)せられなかったことから、中州の人士を怨望したというのは、実は、武弁的江南豪族を認めない中央の士林への不満であったことになる。そして、前述顧榮が甘卓に陳敏討伐を説いている言葉(第四節参照)からも明らかのように、学徳をもたない単なる豪族的武弁は、陳敏と同じく、北人士大夫だけでなく、江東の地方士大夫社会のリーダーにも受け容れ難いものであったのである。因みに、陽羨の周氏一門には、

学問的教養をもつ士人が皆無である。周札は富殖に専念する豪右であり、周筵の弟の周縉は、建康の烏衣巷において孔氏の婢に白昼乱暴を加えるという野人であった。<sup>(38)</sup>周氏は豪望ではあっても徳望はなかった。このような武人的豪族が士大夫社会において令名を得ることは不可能といわねばならない。とすると、南北士人の対立を伝える周玘・周勰伝の史料は、むしろ文人士大夫と武人豪族との関係を示すものとして理解されるのである。

加えて、貨殖と武幹を事とする周氏の行き方は、同じ在地豪族同志の間でも、きびしい対立を生むことになる。

『晋書』卷五十八、周札伝によると、

(王)敦、(札を)疾むに及び、錢鳳、周氏宗彊にして沈充と権勢相侔しきを以て、自ら(沈)充に託さんと欲し、周氏を滅し、充をして専ら威を揚土に得しめんと謀る。乃ち、敦に説いて曰く「……今江東の豪、周・沈より彊きものなし。公、万世の後、二族必ず静ならざらん。周彊くして俊才多し。宜しく先に之が所を為すべし。後嗣安んずべく、国家保つべきのみ。」と。敦、之を納る。

とあり、王敦のもとで競合していた武康の沈氏・陽羨の周氏の二豪は、周氏の敗北に終るのである。

かくて、江南豪族は社会的に政治的な上昇発展を試みる限りでは、文人士大夫化の傾向をたどらざるを得ず、在地性に立脚する上では、豪族的性格を保持せざるを得ないという矛盾に直面していたのである。なお、このことは、さらに南朝の江南豪族の実態分析を通じて改めて検討されねばならない。

注

- (1) 拙稿「三国時代の江南豪族について」(立正大学人文科学研究年報9)参照。
- (2) 『呉志』卷三、孫皓伝注引晋陽秋。
- (3) 拙稿「孫呉政権と士大夫」(立正大学文学部論叢33)参照。
- (4) 越智重明氏「南朝の貴族と豪族」(史淵69)。

- (5) 矢野主税氏「東晋初頭政権の性格の一考察」(長崎大学学芸部社会科学論叢14)。「東晋における南北人対立問題」(東洋史研究26—3)。
- (6) 『南齐書』卷三十三、張緒伝。
- (7) 『晋書』卷七十七、陸玩伝。
- (8) 孝廉の策試廃止については、『晋書』卷七十八、孔坦伝参照。
- (9) 拙稿「三国時代の江南とくに揚州について」(山崎先生退官記念東洋史学論集)参照。
- (10) 『呉志』卷十、黄蓋伝。
- (11) 『呉志』卷十六、潘濬伝。
- (12) 前掲「三国時代の江南豪族について」参照。
- (13) 『呉志』卷三、孫皓伝注引干宝晋紀。
- (14) 岡崎文夫氏「六代帝邑攷略」(『南北朝における社会経済制度』所収)参照。
- (15) 『呉志』卷十一、朱績伝。
- (16) 『呉志』卷三、孫皓伝注引呉録。
- (17) 『呉志』卷八、闕沢伝注引呉録。
- (18) 『呉志』卷十四、孫登伝注引呉録。
- (19) 『呉志』卷十六、潘濬伝注引呉書。
- (20) 『晋書』卷七十七、陸暉伝に「時帝以、侍中皆北土、宜兼用南人。暉以清貞著称、遂拜侍中」とある。
- (21) 矢野主税氏「張氏研究稿」(長崎大学学芸部社会科学論叢5)参照。
- (22) 『宋書』卷八十五、王景文伝。
- (23) 『世説新語』政事篇に、顧氏・陸氏の屯邸に逃亡・官兵を役使していたという記事が見える。
- (24) 『晋書』卷九十六、虞潭母孫氏伝。
- (25) 拙稿『孫呉政権の成立をめぐる』(立正史学31)参照。
- (26) 『宋書』卷五十二、褚叔度伝。
- (27) 『晋書』卷七十八、孔愉伝・卷八十八許孜伝によると、会稽山陰の孔冲の学を受けたとある。また任旭は山陰の賀循に従つ

ている。

- (28) 会稽地方は、帯海傍湖・良疇数十万頃の肥沃な上地で畝の直は一金といわれているが、『宋書』卷五十四、孔靈符伝に、人口増加のため、土地が不足したので、徒民の議がおこったとある。
- (29) 『晋書』卷七十八、孔沈伝。
- (30) 『晋書』卷九十五、韓友伝。
- (31) 『晋書』卷八十八、許孜伝に受業内容が記されている。
- (32) 『宋書』卷五十四、孔靈符伝。
- (33) 『晋書』卷八十二、虞預伝。
- (34) 『晋書』卷九十六、陶侃母湛氏伝。
- (35) 『吳志』卷三、孫皓伝注引皓詔。
- (36) 『晋書』卷一〇〇、張昌伝。
- (37) 『晋書』卷六十八、賀循伝および卷九十四、任旭伝。
- (38) 『晋書』卷五十八、周札伝および周筵伝。

〔追記〕

本稿は昭和46・47年度文部省科学研究費による総合研究「旧中国の政治思想と社会政策」の分担研究の一部である。